

旭川市農業者団体等研修支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、意欲と能力のある担い手の確保・育成を推進するため、農業者団体の活動支援に係る補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる団体（以下「団体」という。）、補助の対象となる事業（以下「事業」という。）、補助の対象となる経費及び補助金額は別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書（様式第1号）を、事業実施の5日前までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、毎会計年度の予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(補助金交付決定等の通知)

第5条 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、当該不交付の理由を付して、団体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項の規定による補助金の交付決定通知を受けた団体は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは補助金交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定する取下げがあったときは、取下げた申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第7条 市長は、第4条の補助金の交付を決定した後において、団体の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別な事情により事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、または当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(状況報告等)

第8条 市長は、事業の適正な執行を図るために必要があるときは、団体に対し、当該事業の遂行に関して報告を求め、又は実施調査をするものとする。

2 市長は、前項に規定する報告等に基づき、事業が補助金の交付決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、団体に対して決定の内容に従って遂行するよう指示するものとする。

(交付決定内容の変更・廃止等)

第9条 団体は、補助金の交付決定の内容に関し変更しようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的の達成及び事業の遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められる場合であって、交付決定額に変更がない又は変更後の交付決定額が3割未満の増減となる場合はこの限りではない。

2 団体は、事業を廃止しようとするときは、廃止承認申請書(様式第4号)に当該事業の遂行状況を記載した書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 団体は、事業が終了したときは、速やかに当該事業に関し、実績報告書(様式第5号)を市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告に係る研修の内容が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを審査し、その内容が適正と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、通知するものとする。

2 市長は、第1項の規定により交付すべき補助金の額が、第4条で決定した交付決定額と相違する場合は、同条による決定を変更し、変更交付決定及び補助金交付額確定通知書(様式第7号)により団体に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 12 条 市長は、第 10 条に規定する実績報告書の提出があった場合で、実績報告書に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、団体に対してこれに適合させるための措置を講ずるように指示するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 第 11 条の通知を受けた団体は、市長が指定する日までに補助金交付請求書(様式第 8 号)により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(補助金の交付の時期等)

第 14 条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 団体の都合により、事業を中止したとき
- (2) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (5) 前各号のほか、この要綱に違反したとき

2 前項の規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 第 1 項に規定する取消しについては、第 7 条の規定を準用する。

(交付の時期)

第 16 条 補助金の交付は、第 11 条の規定により補助金の額を確定した後において行うものとする。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第18条 市長は、第8条第2項若しくは第12条の規定による指示をするとき、又は第15条第1項に規定する取消しをするときは、団体に対してその理由を示すものとする。

(書類及び帳簿の備付け)

第19条 団体は、当該事業に関し、費用の収支その他関係書類及び帳簿を備え、これを整理し、当該事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月16日から施行する。なお、施行日までに申請のあったものについては、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

<p>I 補助の対象となる団体</p>	<p>次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業青年団体 市内の農家を中心として構成された、農業技術・経営等に関する研修、農作業体験の受入れ、地域の催しでの農産品等の直売等を通して、将来の本市農業を担う経営者としての資質の向上及び地域社会並びに本市の農業振興への貢献が認められる団体 2 農村女性団体 市内の農家を中心として構成された、先進地視察研修、体験実習及び他団体との交流等を通して、農村文化の伝承及び農産加工等農業経営の新たな分野の開拓等に寄与し、本市の農業・農村の発展及び農村社会の男女共同参画推進への貢献が認められる団体 3 その他市長が適当と認める団体
<p>II 補助の対象となる事業</p>	<p>次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体が実施する、農業経営の改善及び農村生活の発展を目的とした研修 2 団体が実施する結婚対策事業
<p>III 補助の対象となる経費</p>	<p>次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 講師招聘に係る費用 2 研修会調査費 事業を実施するために必要な調査に対して、以下の項目について交付する。 <ol style="list-style-type: none"> (1)他機関等が実施する研修会等への参加費 (2)調査旅費（公共交通機関運賃又は燃料代） (3)調査宿泊費 3 車輛借上げ等に必要の費用 4 会場借上げ等に必要の費用

	<p>5 事業の広告宣伝に必要な費用</p> <p>6 保険加入に必要な費用</p> <p>7 その他市長が当該事業を実施するにあたり必要と認めるもの</p> <p>なお、以下については対象外とする。</p> <p>1 旭川市補助金交付基準（平成16年7月制定）で補助の対象としないことと定めているもの</p> <p>2 汎用性が高く事業外への使用が可能であるもの ただし、当該事業のみに使用することが明らかな場合は、この限りではない。</p>
IV 補助金額	<p>補助の対象となる経費の2分の1以内とする。 （千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。）</p> <p>ただし、1団体につき、1年度内の補助金累積額で8万円を限度とする。</p>